

令和2年(2020年)3月24日

町民及び滞在者の皆様へ

坂城町新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 山村 弘

新型コロナウイルス感染症への感染防止に向けたお願い

長野県内の新型コロナウイルス感染症の状況については、3月19日の政府専門家会議が取りまとめた「状況分析・提言」における「感染状況が確認されていない地域と同様の状況にある」とした県の見解を踏まえ、坂城町でも3月24日に第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、令和2年3月16日付け『新型コロナウイルス感染症への感染防止に向けたお願い』及び『町主催のイベント・行事の判断基準について』を、県の基準に準じ見直すことと決定しました。

町民及び滞在者の皆様の健康を守るために、当面、皆様には下記の取り組みを行っていただきますようご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 自らの感染を防止し、他の方につさないために

- (1) 石けんやアルコール消毒液などによる手洗いや手指の消毒をこまめに行ってください。混みあった場所、特に屋内や乗り物など換気が不十分な場所では、マスクを着用することも予防策となります。
- (2) 咳やくしゃみ等の症状がある方は、マスクの着用など咳エチケットを必ず行ってください。※咳エチケットとは…咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って口や鼻をおさえることです。
- (3) 発熱等の風邪症状がある方は、出勤・通学等を含めて外出を控えてください。やむを得ず外出する必要がある場合には、必ずマスクを着用するようにお願いします。マスクの入手が困難な場合は、ガーゼマスクやタオルなどの代用品の活用もご検討ください。
- (4) 新型コロナウイルス感染症ではないかとの不安をお持ちの方は、まずは「有症状者相談窓口(保健所)」にご相談ください。
なお、症状にかかわらず医療機関を直接受診することは、感染リスクを高めることにもつながりますのでご注意ください。

《長野県新型コロナウイルス感染症有症状者相談窓口》

長野保健福祉事務所 電話番号：026-225-9039 (24時間対応)

2 集団感染を防止するために

- (1) 発熱等の風邪症状がある方は、出勤・通学等を含めて外出を控えるよう、事業所や学校等からも促してください。

- (2) 多くの人が集まる場所では、手洗い、マスク着用の励行、消毒液の設置などを行うとともに、来場される方にも必要な感染防止策を必ず呼びかけてください。また、開催にあたっては、「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」の3つの条件が重ならないよう配慮をお願いします。
- (3) 不特定多数の方を接客対象とする店舗等にあつては、従業員の方のマスク着用を励行してください。

3 重症化しやすい方を守るために

- (1) 高齢の方、基礎疾患のある方、妊婦の方などは、できるだけ人混みに出かけないようにしてください。やむを得ず出かける場合は、感染防止策の徹底をお願いします。
- (2) 重症化しやすい方が多く参加することが見込まれるイベント・行事については、延期または中止するなど、感染防止に向けた配慮をお願いします。

4 イベント・行事の開催について

- (1) イベント・行事の開催については、上記2(2)について考慮するほか、来場者の規模や対象者、参加者の密着度や時間、参加者の範囲(特定、不特定)、感染防止対策徹底の難易度(飲食を伴うか否かなど)を十分考慮してください。感染拡大のリスクが低いと考えられるものも、開催する場合には、万全の感染防止策を講じるとともに、風邪症状のある方の参加自粛を呼びかけるようにしてください。

※別添「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」参照【P4】

- (2) イベント・行事の開催の判断にあつては、町主催のイベント・行事の開催基準を目安としてください。

※別紙『町主催のイベント・行事の判断基準について』参照【P3】

5 町施設の貸出について

町施設の貸出については、上記4により感染リスクが低いと判断されたものについて利用可能とします。また、利用にあつては、事前の体温測定や会場に入る前の手洗い等徹底した感染防止対策を実施してください。特に多くの人が集まる場合は、「町主催のイベント・行事の判断基準について」及び「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」を参考に感染防止対策を行ってください。

坂城町保健センター	
電話	0268-82-3111 (内線 511)
電話 (直通)	0268-75-6230
F A X	0268-82-3164
E-mail	hoken@town.sakaki.nagano.jp

坂城町総務課総務係	
電話	0268-82-3111 (内線 212)
電話 (直通)	0268-75-6210
F A X	0268-82-8307
E-mail	soumu@town.sakaki.nagano.jp

(別紙)

町主催のイベント・行事の判断基準について

1 基本的な考え方

下記の判断の視点に示す3つの条件の回避、参加者の規模、参加者の特定が可能かどうか、イベント等に要する時間、感染防止策の徹底の難易度等を十分に考慮した上で、感染拡大のリスクが低いと考えられるものについては、万全の感染防止策を講じて開催する。

【判断の視点】

リスクの判断にあたっては、これまで国内において集団感染が確認された場に共通する3つの条件を避けることができるかどうかを最も重要な視点として判断する。

①換気の悪い密閉空間 ②多数が集まる密集場所 ③間近で会話や発声をする密接場面

2 延期又は中止とするもの

下記のようなイベント等については、感染拡大のリスクが高いと考えられることから延期又は中止とする。

【感染リスクが高いと考えられる例】

- ・大規模イベント等
- ・重症化しやすい人（高齢者、基礎疾患がある方等）の参加が多く見込まれるイベント等
- ・屋内、屋外に関わらず、会場等の条件により3つの条件を回避することが困難なイベント等
- ・感染が発生した場合に、参加者に確実に連絡や調査を行うことが困難になるような多数の参加者が見込まれる又は参加者が特定できないイベント等

3 開催する場合の感染防止対策等

イベント等の開催にあつては、別添「多くの人に参加する場での感染対策のあり方の例」【P4】を参照するとともに、次の基準を遵守し感染拡大防止に最大限の配慮を行う。

- ① 風邪等の症状がある方、海外の検疫強化対象地域から帰国して14日以内にある方の参加は認めない。
- ② 重症化しやすい人（高齢者、基礎疾患がある方等）は、参加について慎重に判断するよう事前に呼び掛ける。
- ③ 参加者はすべて特定し、後日参加者中に感染者がいた場合、確実に全員に連絡及び調査が行えるようにする。
- ④ 参加者の人数を絞ることが可能なイベント等にあつては、参加者数を減らし、感染のリスクを低下させる。
- ⑤ 屋内で行われるイベント等にあつては、換気の実施、参加者間の距離の確保（手が届く範囲以上）、飛沫感染等を防ぐ対策を実施（声を出す機会を最小限とし、必要な場合はマスクを着用）する。
- ⑥ 屋外で行われるイベント等にあつては、イベント等の前後も含めて密集する機会が生じないように配慮する。

4 適用期間

この基準は、当面の間、適用する。なお、急激な感染拡大のおそれが生じた場合にあつては、イベント等の中止や施設の閉館等を行うことがある。

(※町が開催する会議等についても、上記に準じて対応することとする。また、町が共催又は後援するイベント等の場合は、主催者等に同様の対応をするよう要請することとする。)

(別添)

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（2020年3月19日）
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」別添

【多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例】

1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施

- 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
- 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
- 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
- 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
- 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
- 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
- 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
- 飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用させる」など）

2) クラスタ（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
- 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等

3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

- 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
- 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。

4) その他

- 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
- 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。

※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。